

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式  
会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款  
の変更の認可(債権保全措置に係る規定の変更)に  
ついて

(諮問第3017号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	4

別添

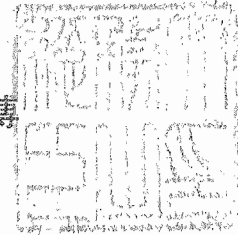
- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)



諮問第3017号  
平成21年11月17日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



### 諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成21年11月10日付け東相制第09-88号及び西相制第83号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 大竹 伸一  
(以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成21年11月10日 (火)

## 3. 実施予定日

認可後速やかに実施

## 4. 概要

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合の債権保全措置について、債務の履行の担保を求める要件の見直し、預託金等の軽減を行うための規定整備その他所要の整備を行うため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

## II 主な変更内容

### (1) 債務の履行の担保を求める要件の見直し（第77条の3第1項）

信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして N T T 東西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を N T T 東西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとする。

### (2) 預託金等の軽減（第77条の3第8項）

①接続申込者の負担額を N T T 東西が新たに定める期日までに支払うこと、②負担額を支払った旨をその支払い後直ちに N T T 東西に通知すること、③負担額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があるとすることにより、協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、接続申込者が書面により同意する場合には、預託金等の額を月ごとに想定される負担額の4ヶ月分から3ヶ月分に軽減する。

### (3) 預託金等の負担軽減に伴う協定の解除に関する特則（第77条の3第9項）

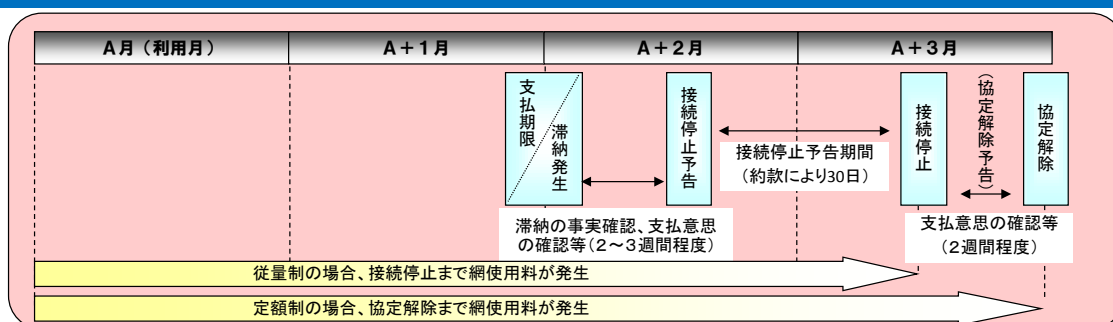
上記(2)の場合には、N T T 東西は、接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行うこととする。

### (4) 工事費、手数料等に係る債務の履行を担保する手段の追加（第77条の3第3項）

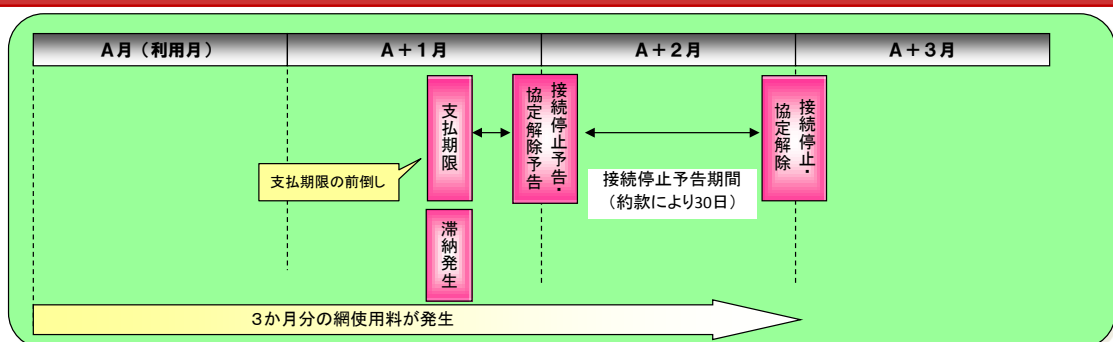
工事費及び手数料の額並びに建設請負契約等に基づく負担額について、前払いによるほか、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを可能とする。

### 【参考】協定の解除を行うまでに要する期間の短縮について

#### ■現在の状況(利用月の翌月末払いの場合)



#### ■協定の解除を行うまでに要する期間を1カ月短縮した場合



# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	接続申込者が債務の履行の担保を要する場合における接続申込者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	接続申込者が接続の開始に当たって債務の履行の担保を要する場合の手続等に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)キ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあつせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)ク)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)カ)	適	債務の履行の担保を要することとなる場合の要件等、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

接続約款変更認可申請書



東相制第09-88号  
平成21年11月10日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とぎょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続き費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき(ただし、その接続申込者が、<u>支払いを怠るおそれがないことを示す資料(当社が別に定めるものとします。)を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。</u>)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続き費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、<u>預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保すること</u>を要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>



8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。

(1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日(従前の支払期日以前の日を指定するものとします。)までに支払うこと

(2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること

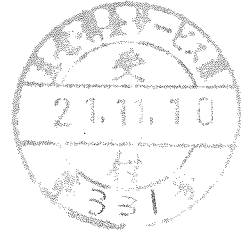
(3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること

9 前項の場合に、当社は、第45条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行うことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行います。

#### 附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

接続約款変更認可申請書



西相制第 83 号  
平成 21 年 11 月 10 日

総務大臣  
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続き費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき(ただし、その接続申込者が、<u>支払いを怠るおそれがないことを示す資料(当社が別に定めるものとします。)を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。</u>)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続き費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、<u>預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保すること</u>を要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>

8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。

(1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日(従前の支払期日以前の日を指定するものとします。)までに支払うこと

(2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること

(3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること

9 前項の場合に、当社は、第45条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行うことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行います。

#### 附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。